



10月から 国民年金保険料の 育児免除制度 が始まります

問 大曲年金事務所
(☎0187-63-2296)
市民課国保年金班
(☎55-8164)

制度内容	自営業者・個人事業主・フリーランスなどの国民年金の第1号被保険者が1歳までの子どもを育てている場合に国民年金保険料の免除が受けられる制度です。
育児免除期間	10月1日(休)以降子どもが1歳になる前月まで
対象者	1歳になるまでの子どもを育てている第1号被保険者の実父母・養父母。※法律上の親子関係が確認できることおよび住民票上同居の事実が確認できることが要件です。
将来受給できる年金について	この制度で免除された期間の国民年金保険料は納付したものと見なされるため、将来の年金受給額は減りません。
必要書類	▷国民年金育児免除該当・終了届 ▷被保険者のマイナンバーが分かるもの ▷実子または養子のマイナンバーが分かるもの
申請方法	▷マイナポータルから電子申請 ▷市民課国保年金班または各総合支所の窓口で申請 ▷大曲年金事務所の窓口で申請 ※窓口で手続きする際は、申請者の身分証明書(免許証、マイナンバーカードなど)を持参の上、お越しください。

空き家の解体を検討してみませんか？

空き家の積雪を放置すると、倒壊や物損事故を起こしたり、近隣住民に危害を及ぼしたりするおそれがあります。毎年、そのような相談が市に寄せられます。

空き家の管理はとても手間がかかります。このあとも利活用の予定がなく、また積雪対策や維持管理を負担に感じるようであれば、解体を検討することも必要です。

市では、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家などの解体に対する費用を助成しています。なお、助成を受けるための要件がありますので、今後解体を考えている方は、事前にご相談ください。

～みんなで考えよう～

空き家 に関すること



特定空家等※解体撤去資金助成事業

- ◆対象者
特定空家の所有者や町内会など
- ◆対象物件
特定空家等に認定された空き家
- ◆補助率
解体工事費用の2分の1
(家財道具の処分費用は対象外)
- ◆補助上限額
所有者は50万円(町内会などは上限なし)

※特定空家等：損傷が著しく、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家

空家等解体撤去促進事業

- ◆対象者
空家の所有者など
- ◆対象物件
周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家(特定空家等の基準に満たない空き家)
- ◆補助率
解体工事費用の2分の1
(家財道具の処分費用は対象外)
- ◆補助上限額
25万円

倒壊家屋等撤去推進事業

- ◆対象者
倒壊家屋の所有者や町内会など
- ◆対象物件
倒壊または半壊した家屋など
- ◆補助率
除去費用の2分の1
- ◆補助上限額
所有者は50万円(町内会などは上限なし)

問 環境共生課市民生活窓口班(☎73-2115)